

指標 16.a.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.a.1 パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在の有無

ターゲット 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

定義及び根拠

○ 定義

本指標は、国家人権機関世界連盟（GANHRI、旧「人権の促進及び擁護のための国家機関の国際調整委員会」、ICC）の**手続規則**に基づき、総会によって採択された、国家機関の地位に関する原則（パリ原則）を有する独立国家人権機関の存在を評価するものである。

○ 概念

国家人権機関（NHRI）は、人権を推進し保護する憲法または立法義務を有する国が設立した独立行政機関である。同機関は、国の行政組織の一部であるが、政府とは独立して活動する。NHRIの一般的な役割は、あらゆる形態の差別に対処するとともに、公民権、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の保護を促進することである。NHRIの核となる機能には、苦情処理、人権教育、法改正に関する勧告などがある。独立したNHRIは、パリ原則に対する「レベルA」の認定を取得している。

パリ原則は、1993年12月20日、国連総会において、決議第48/134号により採択され、NHRIの独立した機能に関する国際基準を提供している。これらの基準は、NHRIがGANHRIによって認定されているということ为基础としている。

GANHRIは、NHRIの国際協会であり、NHRIをパリ原則に従って推進及び強化し、人権の促進及び擁護において、リーダーシップを提供する（ICC条約第5条）。

GANHRIによる認定は、NHRIが法律上も実務上も、パリ原則に準拠しているかどうかの決定を伴う。このプロセスは、GANHRIの認定小委員会(SCA)によって行われる。

○ 根拠及び解釈

NHRI の認可は、政府が同国における人権の実現を強く約束していることを示している。効果的な NHRI は、政府と市民社会の間の重要なつながりである。それらは、個人の人権と国際法上の国の義務との「保護のギャップ」を橋渡しすることに大きく貢献している。人権委員会、人権オンブズマン機関、ハイブリッド機関、諮問機関、研究所およびセンター、複合機関など、今日の世界各地に NHRI の 6 つのモデルが存在する。この指標は、これらのモデルのいずれかが国に存在し、違反を防止し、是正するなど、人権を保護し促進するために独立して機能しているかどうかを表している。

データソース及び収集方法

この指標のデータは、NHRI のすべての認定状況に関する GANHRI の行政記録から収集される。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

この指標は、GAHNRI の認定小委員会（SCA）による NHRI の認定レベルに基づいている。

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

なし

参考

なし

データ提供府省

法務省

関連政策府省

法務省

担当国際機関

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）